

令和2年度(令和元年度実施事業分)事務事業評価各課総括表・2次評価表

2次評価者

福祉部国保年金課

福祉部長 新村 隆

整理No	事務事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
18-002	後期高齢者福祉医療費給付事業	あり	B	一定の障がいのある高齢者等の医療費自己負担分の助成を適正に行い、経済的負担軽減による生活の安定と健康保持を図った。また、対象者は高齢で障がいのある方等のため、受給者証一斉更新の際の手続きを返信用封筒を使用して郵送で行えるようにするなど、手続きに係る負担の軽減に努めた。	現状維持	今後も現行の制度を維持継続しながら、高齢化社会の進展の中で、障がいのある高齢者を始め真に医療費に対する援助を必要とする高齢者を取り巻く社会情勢などを注視しながら、事業内容の検証を行っていく。また、手続きにかかる負担を少しでも軽減できるよう、事務処理方法の改善を行っていく。
18-003	子ども医療費助成事業	あり	B	中学校卒業までの医療費助成を適正に行うことにより、保護者の経済的負担の軽減及び子どもの健康保持を図った。令和2年度から子ども医療費助成事業の対象者を高校生等まで拡大するため条例改正や関係機関との調整に努め準備をした。	拡充推進	子どもの医療費に関しては、保護者による費用の一部負担も必要であるとの考えのもと、子育て支援策をさらに充実させるため、令和2年度からは中学生と同様な助成方式で対象者を高校生等まで拡大し事業を進めていく。
18-004	障がい者医療費助成事業	あり	B	障がい者世帯の経済的負担を軽減するとともに、生活の安定と健康保持のため医療費自己負担分の医療費助成を適正に行い、適切に医療を受ける機会を確保した。また、精神障がい者手帳1・2級所持者の精神疾患以外の全疾病に対する助成を平成29年4月診療分から全額に拡大し、精神障がい者世帯の経済的な負担の軽減を図った。	現状維持	助成内容や助成方法について、市民の声や他市町村の状況を参考にしながら検討していく。
18-005	母子・父子家庭医療費助成事業	あり	B	医療費自己負担分の助成を適正に行うことにより、母子及び父子世帯の経済的負担を軽減するとともに、生活の安定と健康保持を図った。また、対象者はひとり親世帯であり、仕事等のため市役所への来庁や必要書類の取り寄せなどの時間がなかなか作れない方も多いため、毎年行う受給者証の更新手続きを郵送でも行えるようにしたほか、子育て支援課と連携して必要書類を省略して申請を受け付けるなど、手続きに係る負担の軽減に努めた。	現状維持	今後も現行の制度を維持継続しながら、各種申請・届出手続き方法の見直しを行うなど、仕事を持つひとり親の手続きにかかる負担を軽減できるよう、随時事務処理方法の改善を行っていく。
18-006	後期高齢者医療助成事業	あり	B	後期高齢者を対象とした健康診査について、受診率は59.12%と0.36ポイント減少し目標受診率は達成できなかったものの、令和元年度の受診率は愛知県下3位であり、被保険者に対する健診の必要性の周知と高い受診率の維持、疾病の早期発見・早期治療による医療費の抑制においては十分な成果があった。また、頻回受診者への訪問指導を実施したほか、費用対効果が見込める一部の被保険者に対して先発医薬品と後発医薬品(ジェネリック医薬品)との差額通知を送付、後期高齢者医療制度への新規加入者へジェネリック医薬品希望シールを配布するなど、ジェネリック医薬品を推奨する等の医療費の適正化に取り組んだ。	改善推進	高齢者医療費が年々増加する中で、ジェネリック医薬品普及の更なる促進による医療費の適正化・節減を図るほか、頻回受診者への訪問指導を継続的に実施し医療費の適正化に取り組む。健康診査については、通院者へ勧奨してもらうなど医師会との連携や、高齢者が多く集まる各種イベント等での啓発を強化し、更なる周知と受診率の向上に努め、より多くの被保険者に疾病の早期発見、早期治療を促し、医療費の抑制を図る。

整理No	事務事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
18-008	後期高齢者医療事業一般事務	あり	B	増加を続けている後期高齢被保険者が安心して必要な医療を受け続けることができるよう、送付物にパンフレット等を同封し、わかりやすく案内したほか、窓口でのきめ細やかな対応に努め、制度への理解を広めた。また、保険証を送付し返戻された方に対して調査や訪問等を行い、未交付者がなくなるよう努めた。コストについては、施設入居者に対して郵送ではなく直接持ち込むことや、転居・転入者等について高齢介護課と連携し保険証を一緒に送ることなどにより、事業費の抑制に努めた。	現状維持	高齢者が安心して必要な医療を受け続けることができる国民皆保険制度維持のため、市は引き続き、すべての被保険者に対して遅滞なく保険証の引き渡しができるように努めるほか、各種申請や届け出の受付を適正かつ円滑に行い、また、年々改正される制度の内容について広報等により幅広く周知できるよう体制を整える。
18-009	賦課徴収一般事務	あり	C	保険料の軽減措置の縮小など、制度が年々改定される中、後期高齢被保険者に対する納入通知への案内文同封や、市報・ホームページでの広報により、保険料額や納付方法について分かりやすく周知することができた。口座振替率については目標値を下回ったものの、保険証送付時に口座振替依頼書を同封し、勧奨をおこなった。収納率については、収納課と連携して市税を含む恒常的な滞納者に対して、滞納折衝の強化や電話催告等を行い、滞納分の解消、現年度分の滞納の抑制に努めることができた。	改善推進	保険料軽減措置の縮小、2年ごとに実施される保険料率の改定による保険料の軽減改正について、決定通知などに案内文を同封するほか、市報・ホームページにより保険料について分かりやすく周知する。口座振替については文書案内だけでなく、保険証送付時に口座振替依頼書を同封するほか、窓口や電話応対時などの機会に口座振替を推進していくことで、安定した財源の確保とともに事業費の節減に努める。滞納者に対しては、早期からのきめ細やかな対応を継続的に行うほか、中長期及び高額滞納案件については、年々対象者数が減少しているが、収納課と連携した更なる滞納処分の強化により滞納額の縮減に取り組んでいく。
18-015	総務管理事務(総括)	なし	B	令和3年3月に本格運用が予定されている、マイナンバーカードを活用した資格確認のオンライン化に対応するため、今年度に必要なシステム改修等の準備作業を適切に実施することができた。また、住民票の異動や厚生年金の資格取得等に伴う届出の勧奨等を行うことにより、被保険者資格の適正化に努め、適正な給付を実施することができた。	改善推進	資格確認のオンライン化に対応するため、引き続き、システム改修等の必要な準備作業を適切に実施する。また、国民健康保険の広域化に伴う事務処理の標準化・効率化の一つでもある、高額療養費の申請勧奨・受付事務の見直しや申請手続きの簡素化について、被保険者の利便性の向上の観点からも実施に向けて取組みを進める必要がある。適正な資格管理により、保険税の賦課徴収及び保険給付を実施し、広域的かつ効率的な事業運営を実施していく必要がある。
18-023	特定健康診査等事業	なし	C	特定健診の未受診者対策として受診勧奨通知を3,015人に、電話勧奨を3,302人に実施し、617人(9.8%)が受診に繋がった。また、保健センターと連携し、40歳～65歳で、平成30年度・令和元年度ともに未受診の2,807人を対象に、特定健診とがん検診を同時に受診できる合同健診を行い、119人(4.2%)が受診した。特定健診受診率は53.2%であった(平成30年度法定報告で愛知県市町村国保5位)。特定保健指導利用率は36.6%で3.1ポイント増加した。また、特定保健指導については、健診受診日に初回面接の1回目を実施できる初回面接分割実施制度が開始から2年目となり、医療機関での保健指導の利用者が増えたことが利用率を向上させた。	改善推進	平成29年度に策定した第3期特定健診等実施計画(データヘルス計画内)の目標値の達成のため、特定健診受診者・保健指導利用者数の増加を目指す。特定健診では、未受診者対策として健診中断者を中心に電話勧奨を実施する。8月から2月にかけて、はがきや封書での勧奨も実施し、未受診者に段階的に働きかけていく。受診券や勧奨に使用する送付物には、ナッジ理論を活用し、より一層の受診に繋がるよう工夫する。また、特定保健指導については、初回面接分割を実施する医療機関を23か所からさらに増加するよう連携を図り、利用率の向上を目指す。令和2年度にはこれまでの取組みの進捗状況を検証し、データヘルス計画の中間見直しを行う。

整理No	事務事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
18-025	保健衛生普及事業	なし	C	医療費通知を6回/年(奇数月発送)、ジェネリック医薬品差額通知を3回/年発送し、医療費の適正化を図った。ピロリ菌検査費用の一部助成を40～65歳までの5歳ごとを対象者として実施し、ピロリ菌の除菌治療を促すことで、将来の胃潰瘍や十二指腸潰瘍等の重症化の予防に努めた。令和元年度より新たに乳がん検診費用の一部助成を実施したことにより、マンモグラフィ検査で1,066名、超音波検査で64名の受診があった。また、特定健診結果が基準値以上の者に高血圧予防講座を実施し、医師による講演と実践講座で112名の参加があった。	改善 推進	ジェネリック医薬品普及啓発のため、国保被保険者証の送付時に希望シールを同封する。平成27年度から開始したピロリ菌検査の助成対象者の年齢が令和元年度で一巡したため、見直しを行い、令和2年度から対象者に30・35歳を追加することで、若年層のピロリ菌対策を促進する。胃がん・乳がん検診の一部助成と歯周病検診は保健センターと連携し、より一層周知に努め、受診率の向上を図る。令和2年度にはこれまでの取組みの進捗状況を検証し、データヘルス計画の中間見直しを行う。
18-026	国民年金事業	なし	B	法定受託事務に基づき、国民年金第1号被保険者に関する資格・裁定・死亡・免除等の各種届出書等を適正に受理し、日本年金機構へ迅速に報告することができた。また、市報・パンフレット・ホームページ等にて広報を実施し、市民の制度に対する理解を深めることができた。	改善 推進	今後も年金制度についての市民からの相談に適切に対応するとともに、被保険者の年金記録に早く反映されるよう届出書類等の受理及び報告を迅速に行う。
18-027	国民健康保険税賦課徴収事務	あり	A	地方税法施行令の改正に伴い、軽減判定所得金額の引き上げや課税限度額の見直しをすることができた。 また、旧被扶養者減免期間見直しに対応するためシステム改修を実施し適正な賦課事務に努めるとともに、所得照会を従来の郵送からマイナンバー法に基づく情報連携により実施することで、事務の効率化と経費削減を図った。 また、収納率については、早期電話催告等の実施により現年度分の滞納の抑制に努めるなどの収納向上対策を実施し、昨年度を0.13ポイント上回る収納率を実現することができた。	改善 推進	これまで行ってきた早期電話催告などの収納向上対策を今後も継続しながら、新たにスマートフォン決済アプリを導入することで一層納付しやすい環境を整備し、収納率の維持・向上に努める。 また、愛知県が算定する標準保険料率を参考にしながら適正な国保税率の検討を引き続き行うとともに、国の地方税法施行令の改正に伴う賦課限度額の見直しを行うなど国保税の適正な賦課に努めていく。
課等長	1次評価(元年度の総括評価)					
B	<p>国民健康保険事業についてはオンライン資格確認の本格運用に対応するため、次年度においても必要な準備を適切に行う必要がある。令和2年度に「愛知県国民健康保険運営方針」の見直しが行われるため、愛知県や県内の他市町村と協議し、事務処理の標準化・効率化の推進に努める。国保税の収納率については、電話催告などの収納向上対策事業に取り組み前年度を上回ることができた。後期高齢者医療の保険料収納率についても、国保税と同様、前年度を上回ることができた。令和2年6月からは、自宅でも納付できるスマートフォン決済アプリを導入することで、収納率の維持・向上に努める。</p> <p>保健事業については、令和2年度にデータヘルス計画の中間見直しを行い、さらなる被保険者の健康の保持増進に努める。</p> <p>福祉医療費助成事業については、制度内容の広報や、受給者証更新に関する個別案内などにより、適切に執行できた。また、令和2年度から子ども医療費助成の対象を18歳到達年度末までに拡大するため条例改正及び関係機関との調整を図った。</p> <p>年金事務については、市報やホームページなどによる年金制度の広報を実施し、市民の年金制度に対する理解を深めた。</p>					
部等長	2次評価(元年度の総括評価並びに今後の方針及び指示事項)					
B	<p>国民健康保険の運営については、平成30年度からの国民健康保険事業の広域化を踏まえ、適切に行われている。令和2年度は、県が統一的なルールとして策定した運営方針の見直し年度でもあることから、引き続き関連情報の収集に努め、適切に対応すること。また、国は人生100年時代を見据え、予防・健康づくりに重点を置き、自治体の取組支援の強化を図っている。保健事業については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、さらには介護分野との連携も視野に入れ、事業の展開を図る必要がある。</p> <p>収納率については、国民健康保険税、後期高齢者保険料とも、電話催告、臨戸訪問などの収納対策を実施することで高い収納率を実現できた。従来の収納向上対策を実施するとともに新たな納付方法を活用し、今後も収納率の維持・向上に努めること。</p> <p>福祉医療費助成事業は適正に実施できており、令和2年度から子ども医療費助成事業を高校生等まで拡大することとし令和元年度に準備をした。福祉医療費助成事業全般について、引き続き他市町村の状況を参考に助成内容等の検討をしていく。</p> <p>年金については、市民からの相談に適切に対応するとともに、年金制度に対する理解を深めるため、市報やホームページなどによる広報を引き続き実施する。</p>					